



朝日行政書士法人スタート！

暑い夏が終わりやっと過ごしやすい気候になってきました。

さて、朝日税理士法人では、税理士法人内のスタッフであった行政書士が7月に、また社会保険労務士が8月にそれぞれ独立して法人化いたしました。今号では資産税業務とより関わりが深い、朝日行政書士法人からご案内いたします。

◆朝日行政書士法人の業務

朝日行政書士法人は、代表社員2名・使用人行政書士1名・職員3名の法人です。業務内容は大きく分けて二つあり、一つは建設業等の許認可業務、もう一つは亡くなった方のご相続に関連する業務です。

◆相続関連業務とは？

大切なご家族が亡くなった場合、ご遺族は悲しみに暮れている時間もなく、葬儀の執り行いや役所への届出など、多くの手続きが必要になります。また、それと併せて、亡くなった方(=被相続人)の相続財産の手続きも行わなくてはなりません。

普段馴染みがなく、かつ煩雑な手続きを、一体どのようにして片づけたら良いのでしょうか。私達は相続財産の手続に係るあらゆる事についてご相談を受け、皆様が一日も早く元の生活に戻れるようお手伝いしております。

◆戸籍謄本の取得

相続財産の手続の第一歩は、まず戸籍謄本等を取得することです。

ご家族の中には、被相続人の口座がある金融機関等に知らせなくてはと焦ってしまうこともあるかもしれませんが、銀行口座の手続きにも戸籍謄本が必要となります。ここでいう戸籍謄本とは、被相続人の出生から死亡までの全戸籍と、相続人全員の現在戸籍を指し、それらが全て揃って初めて相続人を確定させることができるのです。

最近では運転免許証でさえも本籍地の記載が省略されているため、自分の本籍地を正確にわからないケースも珍しくありません。また、法務省令による

コンピュータ化以前は、戸籍の証明書が手書きだったため、解読に苦勞することも多々あります。そのほか、古い戸籍の記録は震災や火災により焼失している場合もあり、役所からは焼失証明書等が交付されることがあります。

◆財産の調査と分割

相続人確定と前後して、預金通帳や金融機関発行の残高証明書、不動産の課税明細書(評価証明書)等により、被相続人がどれだけの財産を所有していたか調査し、一覧表(=財産目録)を作成します。

このとき気を付けなくてはならないのは、前述の残高証明書の取得時期です。金融機関に残高証明書の取得依頼をすると、原則として口座の入出金が不能となるため、その前に必要な手続きを済ませたいものです。想定できる必要手続は、できる限りリスト化しておきましょう。

◆遺産分割協議書

その後、財産目録を元に、相続人全員でどのように財産を分けるか協議します。このとき、遺言書がある場合以外は、誰が何を相続するのか、債務はどうするのか等を書面(=遺産分割協議書)にしておきましょう。その目的としては、主に以下の2点があげられます。

- ①合意内容を文書に残すことで協議内容を相続人間で明確にし、事後のトラブルを防止する。
- ②相続に関する各種手続きにおいて遺産分割協議書が必要となる。

遺産分割協議書の作成は、法律上義務付けられてはいませんが、上記の様な点から作成した方が良いことは言うまでもありません。

◆まとめ

他にも公共料金支払口座や賃貸不動産に関する手続等、「こんな場合はどうしたら良いの?」といったことが次々に起こるものです。

必要に応じて朝日ビジネスコンサルティンググループの税理士・司法書士・弁護士が連携して対応致します。困った時はご家族だけで悩まず、どうぞお気軽にご相談ください。(文責：新子由利)

